

産後ケアセンターの設置の推進のための
児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案 概要
(「産後ケアセンター(街なかの実家)」の法制化)

【趣旨】

- 近年、核家族化の進行によって自分の親等の親族から距離的に離れたところで出産することが多くなるとともに、晩婚化の進行によって自分の親が高齢であるケースも増えており、出産後の不安定な時期に親等を頼れない母親が少なからず存在
 - 産後の育児を家庭のみに任せるのではなく、生活している地域で様々な支援を行い、孤立を防ぐことが重要
- 
- 産後、家族等から十分な育児等の援助が受けられない母親及びその子で、心身の不調又は育児不安があるものに対して、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するための施設として「産後ケアセンター(街なかの実家)」を法制化し、母子健康包括支援センター(日本版ネウボラ)との連携も想定

【概要】

第1 児童福祉法の一部改正

- 1 「産後ケアセンター」を児童福祉法上の児童福祉施設とすること。
 - 「産後ケアセンター」は、母子を短期入所させて施設においてケアを行う点が特徴であることから、児童福祉法上の児童福祉施設として位置付ける。このように短期入所型の児童福祉施設として法定することで、解釈により、後述のとおり、建築基準法及び旅館業法による規制をクリアすることが可能
- 2 「産後ケアセンター」は、原則として出産後四月以内の女子であってその行う乳児の養育について援助を必要とするもの及び当該乳児を短期間入所させて、これらの者の心身の健康を保持させるとともに、養育に関する相談、指導、助言その他の援助を行うことを目的とする施設とすること。

※母子保健法上の母子健康包括支援センター(日本版ネウボラ)との関係については、同センターの設置運営主体が市町村に限られている(委託可)ところ、市町村がそれぞれの判断により同センターに「産後ケアセンター」としての機能を担わせることは可能

- 「産後ケアセンター」は「街なかの実家」とも呼ばれているように、地域に密着したものと考えられるため、住民に身近な設置運営主体である市区町村において

取り込まれるべきで、国や都道府県が設置運営することは想定しない。
※市町村のほか、社会福祉法人をはじめとする様々な主体が「産後ケアセンター」を設置運営することを前提として構成する。

3 その他

※上記1及び2のほか、児童福祉法中の所要の規定を整備することを予定しております。特に、「産後ケアセンター」の施設及び運営の基準（設備基準、助産師を必置とする等の職員配置、センター長の資格等）については、児童福祉法の規定を受け、都道府県条例において具体的に定める。

第2 社会福祉法の一部改正

産後ケアセンターを経営する事業を第二種社会福祉事業とすること。

※利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業である第二種社会福祉事業（全ての主体が届け出ることにより事業経営可能）として位置付ける。

<旅館業法及び建築基準法との関係>

※ 第1で「産後ケアセンター」を短期入所型の児童福祉施設と法定することにより、

- ①解釈上、旅館業法の適用を受けない施設とし、
- ②建築基準法の用途地域制限については、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」に該当し、第一種及び第二種低層住居専用地域内においても制限を受けることなく建築することができるものと整理する。